

(案)

# 道路のデザインに係る参考図書※

## 役割と使い方

### 目次

1. 道路のデザインに係る参考図書の位置付け……………	1
2. 道路のデザインに係る参考図書の活用……………	3
3. 道路のデザインに係る参考図書の周知・標準化……………	7
<参考>平成16年以降の道路景観関連の法律や施策等の動向……………	11

※ここでは、「道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」をあわせて、「道路のデザインに係る参考図書」とする。



# 1. 道路のデザインに係る参考図書の位置づけ

「道路のデザインー道路デザイン指針（案）及びその解説ー」は、道路分野において景観検討を進めるにあたっての指針となるものであり、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」は、道路附属物等を各々の基準類に準拠して設計、施工する際に景観に配慮するための参考図書となるものである。

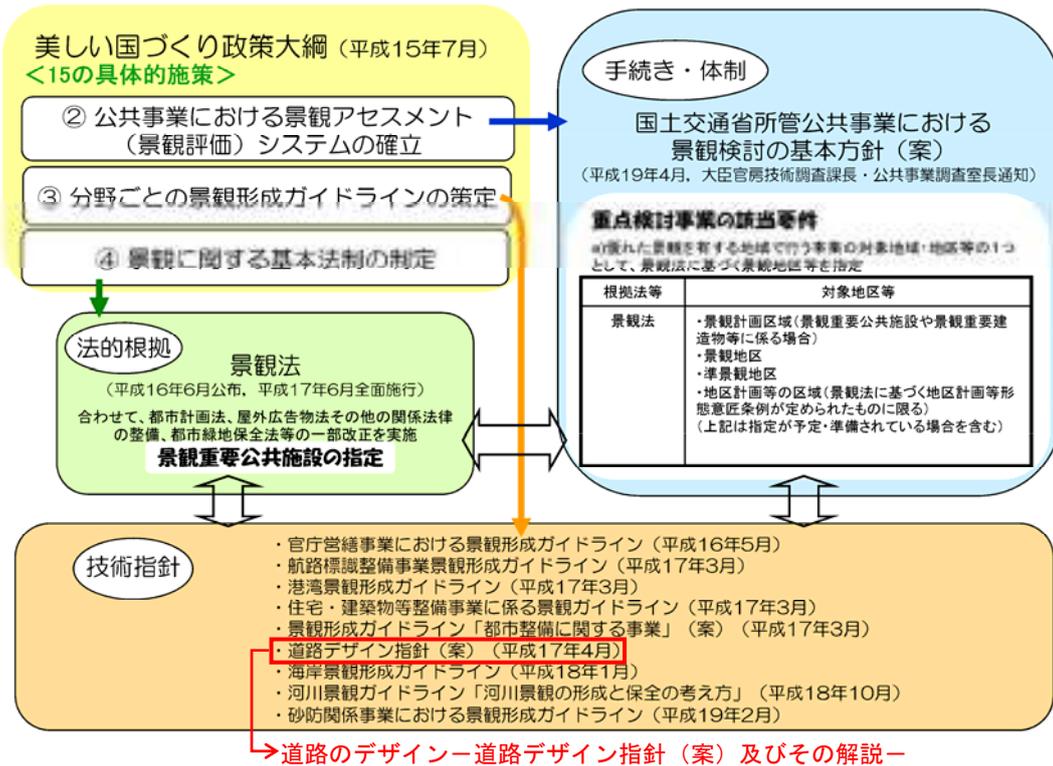


図1 「道路のデザインー道路デザイン指針（案）及びその解説ー」の位置付け  
 （※上図は、国土交通省資料「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの概要」を参考に作成）

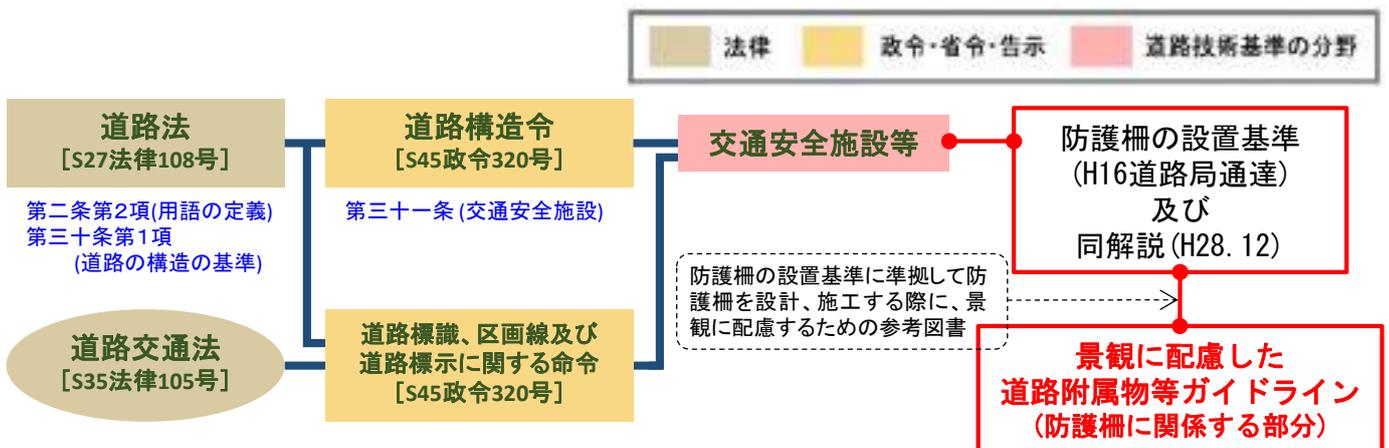


図2 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の位置付け  
 （※上図は、国土交通省資料「道路技術基準の体系」を参考に作成）

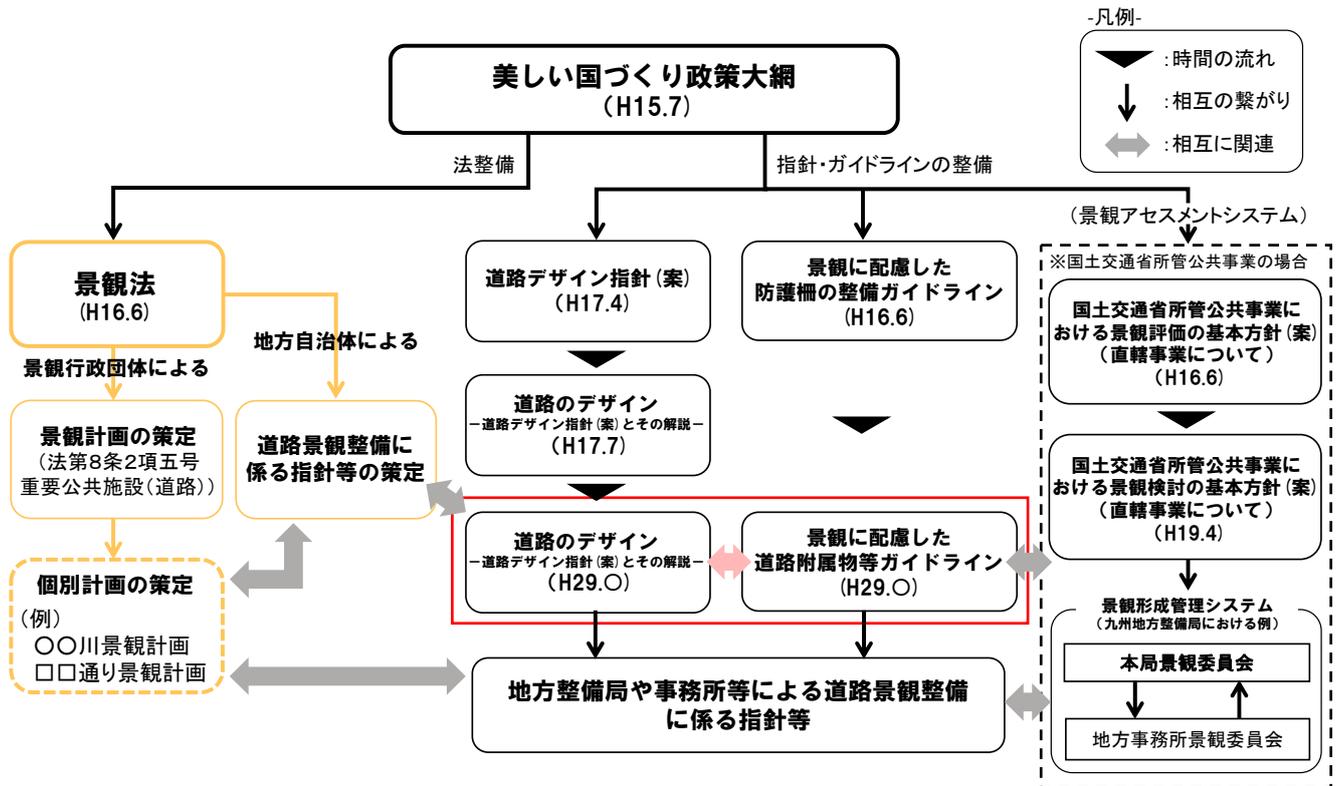


図3 道路分野の道路のデザインに係る施策のこれまでの経緯

## 2. 道路のデザインに係る参考図書の活用

「道路のデザインー道路デザイン指針（案）及びその解説ー」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」は、道路事業において、その構想段階から設計、施工、管理の全ての段階を対象に、景観に配慮するにあたり参照すべき内容をまとめているものであり、全ての道路事業において活用されることが望ましい。

### （1）道路のデザインに係る参考図書の取扱い範囲

「道路のデザインー道路デザイン指針（案）及びその解説ー」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」は、構想段階から設計・施工・管理までの一連の事業プロセスや道路の構成要素において、それぞれ適切なタイミングで活用することが肝要である。

#### ○道路のデザインー道路デザイン指針（案）及びその解説ー

- ・事業の各段階や道路構造物等を網羅しており、適切な箇所を参照する。

#### ○景観に配慮した道路附属物等ガイドライン

- ・対象としている道路附属物（防護柵、照明、標識柱、歩道橋等）の設計、施工、管理の段階で参照する。

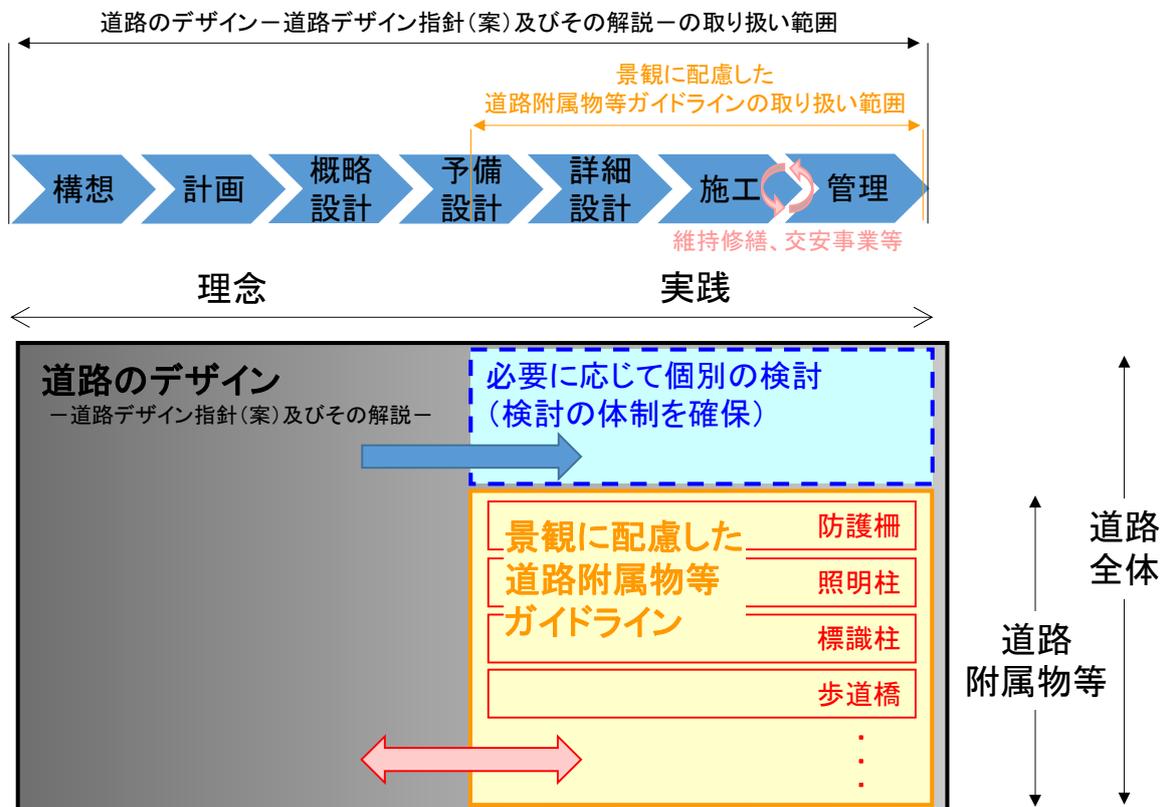


図4 道路のデザインに係る参考図書の取扱い範囲

## (2) 道路のデザインに係る参考図書の活用方法 (例)

「道路のデザインー道路デザイン指針(案)及びその解説ー」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の道路事業での活用にあたっては、(1)で示した役割分担に応じて活用していくことが肝要である。

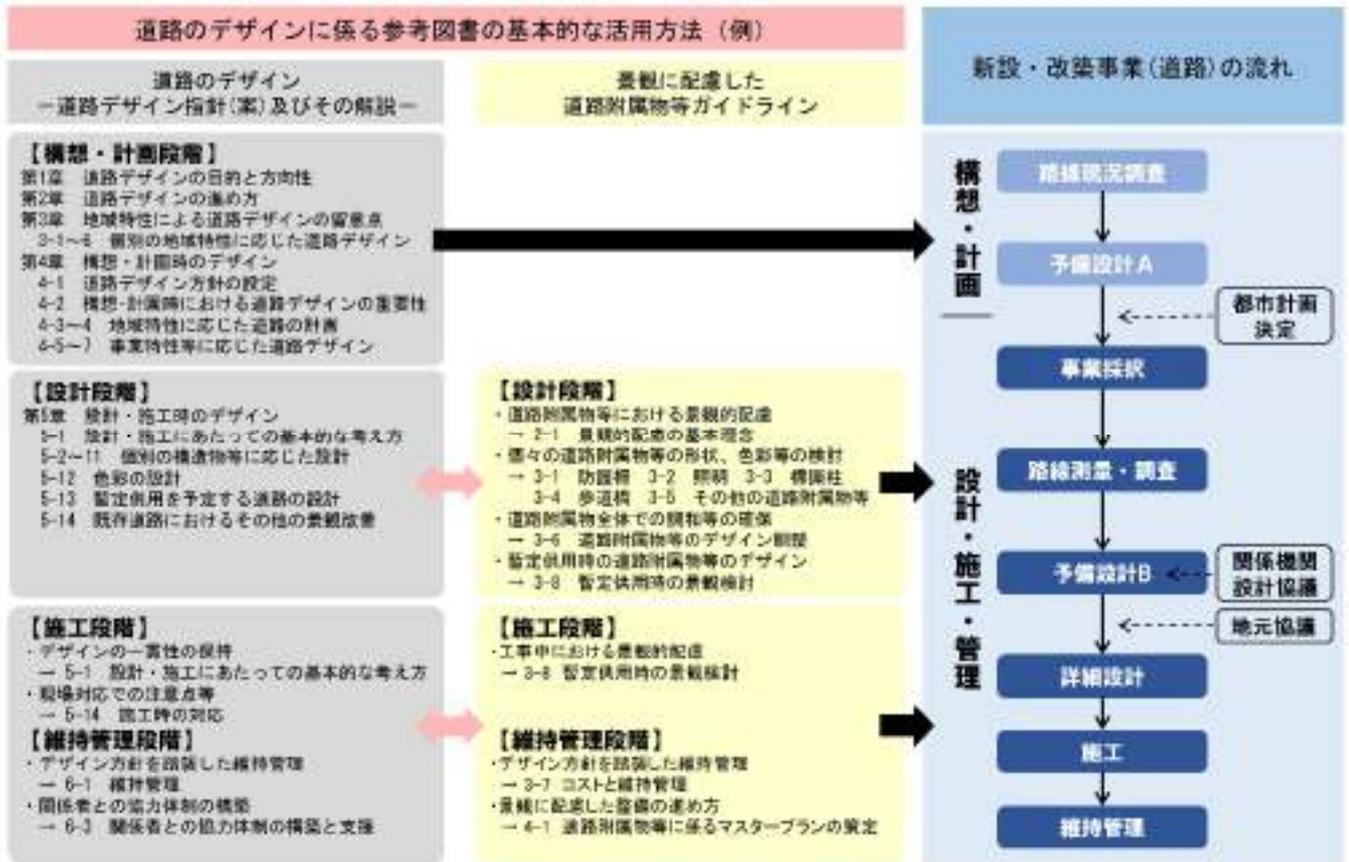


図5 道路のデザインに係る参考図書の基本的な活用方法例 (新設・改築事業の場合)

表1 道路のデザインに係る参考図書の基本的な活用方法例（道路空間の再構築の場合）

事業プロセス	事業フロー	参照箇所（目次項目）	
		指針（案）解説	道路附属物等ガイドライン
1. 構想・計画段階	(1) 準備	第1章道路デザインの目的と方向性 第2章道路デザインの進め方	第1章ガイドラインの概要 -
	(2) 基本方針の設定	第3章3-6 市街地における道路デザイン	-
		第4章4-1 道路デザイン方針の設定	-
		第4章4-2 構想・計画時における道路デザインの重要性	-
第7章7-1 一貫性の確保		-	
(3) 関連計画の整理	第7章7-3 デザインにかかる仕組みの確立	-	
	第4章4-7 他事業との連携	-	
(4) 整備手法の検討	第4章4-4-1 地域資源・街割り・公共施設等の配置と道路の線形	-	
	第4章4-4-2 都市活動に対応した横断構成	-	
	第4章4-4-3 道路構造物の考え方	-	
	第4章4-4-4 道路と沿道の一体整備	-	
	第4章4-5 幅員構成の再構築	-	
2. 設計段階 【道路空間再構築メニュー】 ・歩行空間拡充 ・自転車走行空間整備 ・にぎわい空間創出等 計画の対象となる構造物等に対応する項目を②～⑬より参照	(5) 整備手法に応じた各種設計	第5章5-1 設計・施工にあたっての基本的な考え方	第2章道路附属物等の景観的配慮の考え方
	①設計・施工にあたっての基本的な考え方	-	第4章景観に配慮した道路附属物等整備の進め方
	②舗装設計 ※路面表示含む	第5章5-5-1 車道・歩道の舗装	第3章3-5 その他の道路附属物等(9) 舗装・路面への表示
	③歩道設計 ※自転車走行空間設計含む	第5章5-5-2 歩道空間の設計	-
	④ユニバーサルデザイン	第5章5-6 ユニバーサルデザイン	-
	⑤平面交差点設計	第5章5-7-1 平面交差点の設計	-
	⑥道路附属物等設計	第5章5-5-3 バス停留所等の配置 ※駐輪空間、防護柵等含む	第3章3-1～3-5 及び3-9 [設計対象に応じて参照箇所を選定]
		第5章5-10-1 交通安全施設等の設計	第3章3-6 道路附属物等のデザイン調整
	⑦植栽設計	-	第3章3-7 コストと維持管理
		第5章5-5-4 植樹帯の配置と植栽設計 第5章5-11 植栽の設計	- -
	⑧道路占用物件	第5章5-10-3 道路占用物件	第3章3-6 道路附属物等のデザイン調整 3-6-5 道路占用物件
	⑨色彩設計	第5章5-12 色彩の設計	第3章道路附属物等のデザイン [設計対象に応じて参照箇所を選定]
	⑩掘削道路等の設計	第5章5-4-2 掘削道路等の設計	-
第5章5-7-2 立体交差点等の設計		-	
⑪暫定形	第5章5-13 暫定供用を予定する道路の設計	第3章3-8 暫定供用時の景観検討	
⑫歴史的建造物等	第5章5-15-1 歴史的建造物等の保存	-	
⑬無電柱化	第5章5-15-2 無電柱化	第3章3-5 その他の道路附属物等(3) 変圧器等の地上機器	
3. 施工段階	(6) 施工時の対応	第5章5-14 施工時の対応	第3章3-8 暫定供用時の景観検討

### (3) 道路のデザインに係る参考図書の景観検討での活用範囲（直轄国道の場合）

国土交通省では、所管する公共事業における景観検討の実施にあたり、事業の影響が及ぶ地域住民やその他関係者、学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を確保するため、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を定め、平成19年4月から運用している。

道路のデザインに係る参考図書は、この運用において活用されるとともに、事業の規模等に関わらず、どのような事業であっても参照すべき内容として定めていることから、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」の対象外となる事業も含め、準拠していくことが適切である。

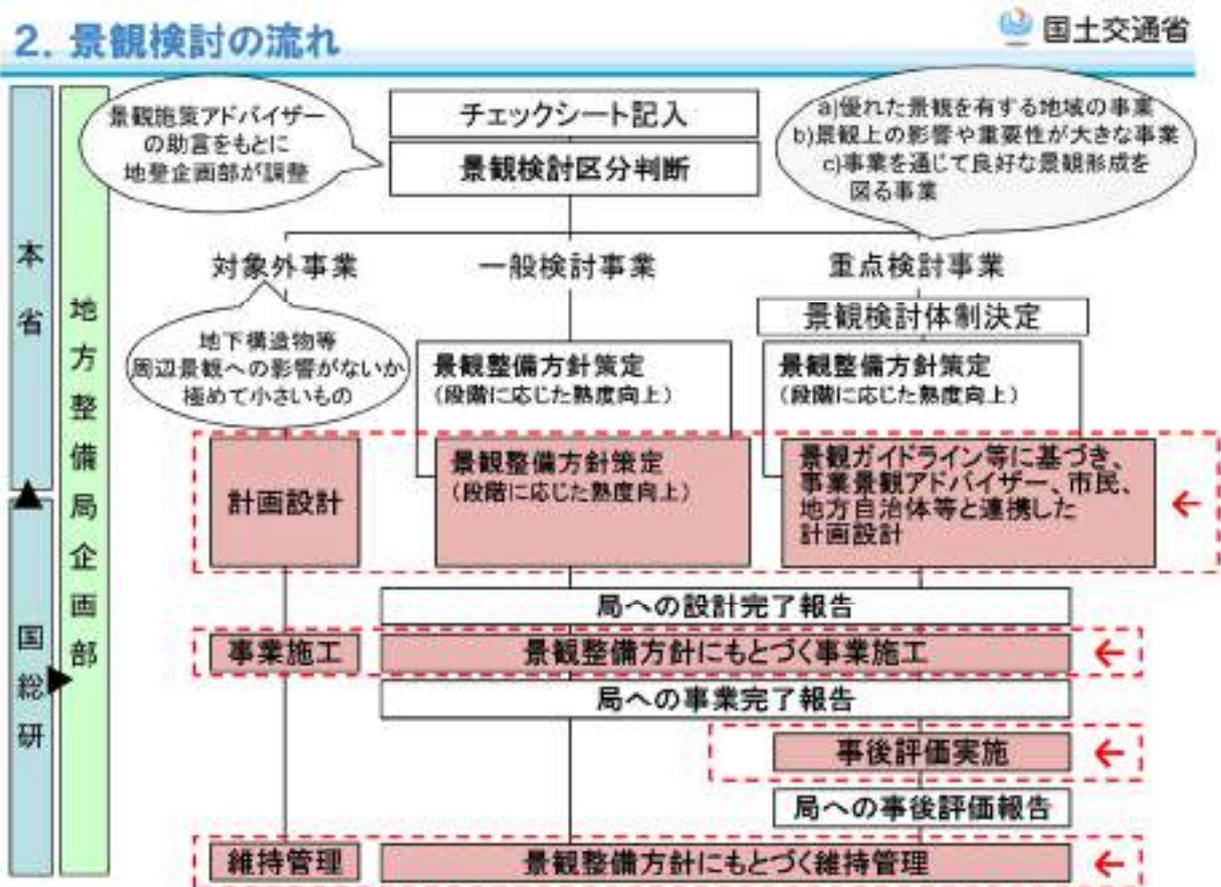


図6 道路のデザインに係る参考図書の景観検討での活用範囲

(※上図は、国土交通省資料「公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの概要」を参考に作成)

### 3. 道路のデザインに係る参考図書の周知・標準化

「道路のデザインー道路デザイン指針（案）及びその解説ー」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」は、各々の道路管理者が活用し、それを設計、工事等の発注において適用するものと明確に位置付けてこそ、良好な道路景観の形成に資することができる。

#### （1）特記仕様書等における適用基準への記載

道路のデザインに係る参考図書の実効性を確保するためには、設計、工事等の発注図書（特記仕様書等）における適用基準として、道路のデザインに係る参考図書を記載することが効果的である。図7に工事での特記仕様書の記載例を示す。

#### 【特記仕様書 記載例（工事編）】

##### 主要地方道〇〇号線整備工事 特記仕様書

##### 第〇章 総 則

第1章 本特記仕様書は主要地方道〇〇号線整備工事に適用する。

第2章 本工事は設計図書及び本特記仕様書による外、各項によるものとする。

1. 土木工事共通仕様書（平成〇年〇月）
2. 土木請負工事必携（平成〇年〇月）
3. 土木工事施工管理の手引（平成〇年〇月）
4. 建設リサイクルハンドブック（平成〇年〇月）
5. 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成〇年〇月）
6. 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成〇年〇月）
7. 別添「新技術活用工事関係特記仕様書」
8. 別添「現道工事における交通処理対策特記仕様書」
9. 別添「土木工事データベース用道路施設台帳作成特記仕様書」
10. 別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」
11. 別添「架空線の事故防止に関する特記仕様書」
12. 別添「グリーン購入法に関する留意事項」
13. 別添「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」
14. 別添「工事書類簡素化一覧表（案）」
15. 別添「工事監督におけるワンデーレスポンス実施運用（案）」
16. 入札説明書
17. その他関連資料
18. 〇〇〇〇

第3章 〇〇〇〇

図7 特記仕様書（工事編）における記載例

[参考]

- ・国土交通省 土木設計業務等共通仕様書（案）「第1編共通編」における記載

第1201条 使用する技術基準等  
 受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

主要技術基準及び参考図書

NO.	名称	編集又は発行所名	発行年月
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	H27.3
・	・	・	・
・	・	・	・
124	道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	道路環境研究所	H17.7
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

図8 国土交通省土木設計業務等共通仕様書（案）における記載例  
 （※上図は、国土交通省土木設計業務等共通仕様書（案）平成28年度版「第1編共通編」を参考に作成）

- ・国土交通省 土木工事共通仕様書（案）「第10編道路編」における記載

第14章 道路維持  
 第2節 適用すべき諸基準  
 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合には、監督職員の承諾を得なければならない。  
 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)

・

・

・

国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)

・

・

・

図9 国土交通省土木工事共通仕様書（案）における記載例  
 （※上図は、国土交通省土木工事共通仕様書（案）平成28年度版「第10編道路編」を参考に作成）

## (2) 標準図集等の仕様への記載

標準図集等において、図 10 に示す通り道路附属物等ガイドラインの内容を具体的な仕様として記載することや、色彩について具体的な色名称やマンセル値を指定することは、道路のデザインに係る参考図書の実効性の確保に効果的である。

1. 「長観に配置した道路附属物等ガイドライン(道路のデザインに関する検討委員会)」より適切な色彩を選定する。

鋼製防護柵において基本とする色彩の標準マンセル値

基本色名称	標準マンセル値
ダークグレー(濃灰色)	10Y R3.0/0.2
ダークブラウン(こげ茶色)	10Y R2.0/1.0
オフグレー(薄灰色)	5Y 7.0/0.5
グレーベージュ(薄灰茶色)	10Y R6.0/1.0

なお、アルミ製、ステンレス製防護柵は、塗装を行わないことを基本とする。

⑬改 Ⅱ-1

図1 鋼製防護柵の構造図

図2 鋼製防護柵の断面図(土中埋込み)

図3 鋼製防護柵の梁の断面図

図4 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図5 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図6 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図7 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図8 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図9 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図10 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図11 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図12 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図13 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図14 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図15 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図16 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図17 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図18 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図19 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図20 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図21 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図22 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図23 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図24 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図25 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図26 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図27 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図28 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図29 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図30 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図31 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図32 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図33 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図34 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図35 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図36 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図37 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図38 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図39 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図40 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図41 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図42 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図43 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図44 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図45 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図46 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図47 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図48 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図49 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図50 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図51 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図52 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図53 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図54 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図55 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図56 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図57 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図58 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図59 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図60 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図61 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図62 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図63 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図64 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図65 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図66 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図67 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図68 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図69 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図70 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図71 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図72 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図73 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図74 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図75 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図76 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図77 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図78 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図79 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図80 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図81 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図82 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図83 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図84 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図85 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図86 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図87 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図88 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図89 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図90 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図91 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図92 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図93 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図94 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図95 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図96 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図97 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図98 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図99 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

図100 鋼製防護柵の梁の断面図(特殊)

名称 路側用ガードレール(A種) 工務記号 G1-A

【適用条件】

- 防護柵の設置場所、種別及び型式選定については、「防護柵の設置基準・同解説(社)日本道路協会」及び「車両防護柵標準仕様・同解説(社)日本道路協会」による。

【仕様】

- 支柱から路用の離れについては、特に注意すること。
- 根柢ブロックはプレキャストコンクリートを標準とし、その構造規格は、「土木用コンクリート製品設計便覧(第4版)」による。なお、支柱との間隙にはコンクリートモルタルを充填するものとする。
- コンクリート埋込みの場合、構造物の当該部分が無筋コンクリートまたはそれに近い場合は特設鉄筋(SD295A)を配筋する。また支柱と構造物の間隙には上下にアスファルトでシールし、中間部には砂を充填する。
- 基礎材は再生砕石(RC-40)を標準とし、施工にあたっては十分な締固めを行う。
- 基礎材の厚さは10cm程度とし、施工時は施工に必要な余裕(5cm程度)をもたせる。
- ビームの中心高さは、路面からの高さとする。

【設計表示方法】

G r - A ( ) - ( ) ( ) L = ( ) m

種別 蓋橋構造 設計延長  
(土中orコンクリート埋込みの別)

設置ランク 支柱間隔

表示例  
Gr-A3-2B L=200m

製造規格表

規格	型式	ビーム	橋脚ビーム	支柱	ブラケット	根柢ブロック
土中埋込み	1	G-A1-4E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	2	G-A2-4E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	3	G-A3-4E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	4	G-A4-4E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	5	G-A5-4E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
コンクリート埋込み	1	G-A1-2E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	2	G-A2-2E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	3	G-A3-2E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	4	G-A4-2E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250
	5	G-A5-2E	42×250×450	42×250×250	4.8×75×200	400×250

図 10 標準図集への具体的な仕様の記載イメージ  
(※上図は、北陸地方整備局の標準図集を参考に作成)

### (3) マスタープランの作成

道路管理者によっては、独自に景観に配慮するための指針等を定め、特記仕様書への記載等によりその適用を標準化することは、良好な道路景観の形成を推進するための有力な手段となる。

(「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」第4章を参照)



図 11 マスタープランにおける基調色の設定方針 (例)

※「ふくおか国道 色彩・デザイン指針(案)」(平成 22 年 3 月)より抜粋  
 ※福岡国道事務所(国土交通省九州地方整備局)では、特記仕様書において、適用基準として記載 (3. (1)参照)

## <参考>平成 16 年以降の道路景観関連の法律や施策等の動向

道路分野において景観検討を進めるにあたっては、道路のデザインに係る参考図書と合わせて道路景観に関連する法律や施策等を参照することが肝要である。

表 2 平成 16 年以降の道路景観関連の法律や施策等の一覧

発行年月		法律・施策等	担当部署・編著等
年	月		
16	3	防護柵の設置基準通達の発出	道路局
16	4	無電柱化推進計画(平成16年度～20年度)の策定	道路局
16	6	景観法の成立	都市局
16	6	国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)の通知	大臣官房技術調査課
16	6	景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインの刊行	景観に配慮した防護柵推進検討委員会
17	4	道路デザイン指針(案)の通知	道路局
17	7	道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ーの刊行	(財)道路環境研究所 (現(一財)日本みち研究所)
17	12	第1回日本風景街道戦略会議の開催	道路局
18	6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)の成立	道路局
18	11	道路法施行令の改正による自転車利用の促進 (道路占用許可に係る工作物等に自転車駐車用の車止め装置等を追加)	道路局
18	12	観光立国推進基本法の成立	観光庁
19	4	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)の策定	大臣官房技術調査課
19	4	「日本風景街道」のルート指定開始	道路局
20	5	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)の成立	都市局、文化庁、農林水産省
20	7	国土交通省都市局公園緑地課が公園緑地・景観課に改組	都市局
20	10	観光庁が発足	観光庁
22	2	無電柱化に係るガイドライン(平成21年度～)の策定	道路局
22	5	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の成立	大臣官房官庁営繕部整備課
24	3	観光立国推進基本計画の策定	観光庁
24	11	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定	道路局・警察庁
26	1	法定外表示等の設置指針の策定	警察庁
27	3	道路緑化技術基準の改正	道路局・都市局
27	6	広域観光周遊ルート形成促進事業によるルート認定(7ルート)	観光庁
28	4	道路協力団体制度の創設	道路局
28	4	公共建築物における木材の利用の促進のための計画の策定	大臣官房官庁営繕部整備課
28	6	広域観光周遊ルート形成促進事業によるルートの追加認定(4ルート)	観光庁
28	7	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定	道路局・警察庁
28	12	無電柱化の推進に関する法律の成立	道路局
28	12	自転車活用推進法の成立	道路局